

岐 阜 県 公 報

目 次

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程等の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ
一

号外 (13) 平成十九年 四月 一日

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業組織規程等の一部を改正する規程

(岐阜県公営企業組織規程の一部改正)

第一条 岐阜県公営企業組織規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第九条中「吏員」を「職員」に改める。

(岐阜県公営企業事務決裁規程の一部改正)

第二条 岐阜県公営企業事務決裁規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の表都市政策課長の項中「事務吏員」を「職員」に、「職員」を「職員」に改め、同表水道企業課長の項中「吏員」を「職員」に改める。

(岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第三条 岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「職及び管理職手当の支給割合は、次の表に定めるとおりとする。」を「職は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号。以下「勤務条件規則」という。)第二十四条

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成十九年四月一日

第一項に規定する別表第一の三に掲げる職とし、当該職を占める職員に支給する。」に改め、同条ただし書中「支給割合」を「区分」に改め、同条の表を削り、同条に次の二項を加える。

2 勤務条件規則第二十四条第一項に規定する別表第一の三に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

3 第一項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、勤務条件規則第二十四条第三項に規定する別表第一の四の管理職手当額欄に定める額（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により採用された職員にあつては、その額に勤務条件規則第三十一条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第九条中、「休憩時間及び休息时间」を「及び休息时间」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の岐阜県公営企業に係る企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程第五条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員のうち、同条の規定による管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十九年岐阜県人事委員会規則第

五号）附則第三項に規定する額をいう。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 号
発行所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 か 年 四 八、〇〇〇 円（送料共）（消費税二、二八六 円 を 含 む。）